

意見書

平成 25 年 2 月 27 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びびーかぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンク BB 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 24 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 24 年度)(案)に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、「本制度」という。)は、我が国の基幹的政策であるブロードバンドの普及促進とその実現の前提条件たり得る公正競争環境の実現のため、毎年度の継続的なチェックを行う施策であると認識しています。

本制度に基づく検証結果(平成 24 年度)(案)(以下、「本検証結果(案)」という。)においては、昨年度まで実施の競争セーフガード制度に比べ、一部項目について総務省殿の考え方が明確に示される等、改善が図られているものと考えます。その一方で、依然として数値や関連法令等の改正や行政・事業者の取組が列挙されるのみに留まる項目も存在しています。総務省殿においては、客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等を行うことにより、具体的な政策の措置につながるよう検証を深めることが必要です。具体的には、ユーザアンケートを含めた実態調査や部分的な要素の検証のみに留まらない網羅的な調査を行うこと、或いは、証拠等の収集に当たって競争セーフガード制度の実施時より指摘しているとおり、事業者のみに頼らない手段をとること等のプロセス上の問題解決を図って頂くことを要望します。

平成 26 年を目途として実施する包括検証に向けてはもちろんのこと、本制度の毎年の取り組みにおいても、事態の改善を図り、市場における課題を確実に解決に導く検証制度として頂くことを期待し、次頁以降に本検証結果(案)に対する個別の意見を述べさせていただきます。

検証結果(案)			意見
1 ブロードバン ド普及促進に 係る取組状 況等に関す る検証	(1)ブロードバンド普及 状況に関する検証	ア ブロードバンド基盤の整 備率及び利用率に関する 検証	<p>本検証結果(案)においては、基本的には数値が列挙されるに留まっているため、総務省殿においては、客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等を行うことにより、政策措置の必要性を判断することが可能なレベルまで深めることが必要と考えます。</p> <p>特に、ブロードバンドサービスの基盤利用率は来年で 100%を目標とされているところ、例えば、平成 23 年 9 月末～平成 24 年 9 月末の固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率推移は、全国で 0.6%増の 65.1%と現実的に進捗が芳しくない状況にあります。従って、本検証結果(案)における「固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率及び固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、平成 21 年度末から平成 24 年 9 月末にかけて向上しており、ブロードバンド基盤の利用が一定程度進んでいる」の記載は、「固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率及び固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、平成 21 年度末から平成 24 年 9 月末にかけて向上しており、ブロードバンド基盤の利用が一定程度進んでいるが、<u>まだ十分とはいえない</u>」という記載が適切と考えます。</p> <p>ブロードバンド基盤の利用が十分に進まない要因は、競争が不十分であるためと考えますが、その場合にどういった原因・課題(回線貸出形態・貸出条件・それらに付帯する制約条件、利用者への提供条件等)が存在するためであるか等の分析を行うことが必要です。</p> <p>この分析により明らかとなった課題については、平成 26 年を目途として実施する包括的な検証の実施を待つのではなく、その年毎に、課題解決に向けた措置の実施等、追加的施策の提案までをプロセスに組み込んで頂きたいと考えます。</p>

検証結果(案)		意見
	<p>ウ ブロードバンド利用環境に関する検証</p>	<p>(ア)利用者料金</p> <p>移動体データ通信サービスの利用者料金については、これまで事業者が、より高速・大容量のサービスを提供する中、競争環境等を考慮し、設定しています。</p> <p>料金水準の各国との比較については、サービス(LTE 等)の普及状況やその内容・品質、ユーザの利用実態(データ使用量等)が、各国間さらには事業者間において異なる状況であること、また電気通信サービスに係る内外価格差調査の結果も、購買力平価による評価とは差があること等を踏まえ、本検証結果(案)のとおり、一概に「高い水準」といえるのか慎重に検討する必要があると考えます^{※1}。</p> <p>更に、こうした移動体データサービスの市場環境を考慮すると、今後においても利用者料金については事業者間の競争に委ねることが適切と考えます。</p> <p>※1 「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成 23 年度調査結果－」(平成 24 年 8 月 28 日)の注釈では「購買力平価による評価では、東京は共に平均的な水準にあると評価している。」と記載</p> <p>http://www.soumu.go.jp/main_content/000173763.pdf</p> <p>(イ)接続料と利用者料金との関係</p> <p>スタックテストは、「接続料の妥当性を多角的に検証する観点」で実施されており、総務省殿が実施するスタックテストの検証区分は、「個々のサービスメニューごととし、その対象範囲は、次のサービスのうち市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定する。」であり、新規サービスや市場拡大を前提としたものになっています。</p> <p>しかし、PSTN から IP 網へのマイグレーションを本格化している現状においては、需要の減少に伴い接続料は上昇し、利用者料金における接続料割合は増すばか</p>

検証結果(案)		意見
		<p>りです。</p> <p>一方、事業者が利用者料金の値上げを実施することは、利用者利便性の観点から現実的ではありません。</p> <p>接続料金が上昇し続けた場合においても、事業者はサービス提供に最善を尽くしますが、今後、事業者によっては、接続料上昇に耐えきれず、サービス維持のために利用者料金の値上げを行うこと以外に手段がなくなる場合も想定されます。その結果、当該事業者は市場より排他され、競争市場が歪められることとなり、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西殿」という。)の独占に回帰することも考えられます。</p> <p>よって、総務省殿においては、利用者利便性の確保及び競争環境維持の観点より、「移行期における接続料のあり方」の観点を新たに追加し、評価を行うべきと考えます。</p>
(2)関係主体の取組に関する検証	イ 公正競争環境の整備に関する取組	<p>(ウ)平成 23 年度以降の加入光ファイバ接続料の見直し</p> <p>加入光ファイバ接続料の見直しについては、「競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」※2との考えより、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューが導入されたと理解しています。</p> <p>配線区画の拡大については、トライアルが進められていますが、NTT 東西殿より、拡大配線区画においては屋内配線の転用ができない可能性がある旨の説明がなされています。既存配線区画では、約 9 割程度の屋内配線の転用ができており、一定の競争環境は担保されていると考えられます。しかし、「競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」の考えにより導入される拡大配線区画において屋内配線の転用ができない場合、事業者は利用者宅内の工事を再度実施する必要がある、</p>

検証結果(案)		意見
		<p>利用者利便性を下げるだけでなく事業者の競争力を下げる結果となります。</p> <p>よって、総務省殿においては拡大配線区画を利用する新規参入事業者のサービス競争を活発にすべく、拡大配線区画においても既存配線区画から拡大配線区画への屋内配線の転用が既存配線区画と同等に可能となるような工法を採用するようNTT 東西殿に要請すべきと考えます。</p> <p>エントリーメニューについては、接続委員会において、ほとんどの事業者が積極的に利用する意向がなかったことが示されており、利用可能性が著しく低いと想定されるメニューであること、また多額のシステム改修を行っていることから、総務省殿においては、競争評価で当該メニューの利用実数や費用対効果等といった導入効果の検証・評価を行うべきと考えます。また、配線区画の拡大についての進捗についても、継続的に検証を行い、どの程度FTTH市場の活性化に寄与したかを具体的に検証すべきと考えます。</p> <p>また、その結果が不十分な場合は、ブロードバンドの基盤利用率向上を目的とした低廉な接続料を実現するため、普及を優先し接続料を大胆に下げる等の新たな考え方を採用することも必要と考えます。</p> <p>※2 「加入光ファイバ接続料の算定に関する検討(答申)」(平成 24 年 3 月 29 日)より抜粋 http://www.soumu.go.jp/main_content/000153271.pdf</p>
2 NTT 東西等における規制の遵守状況等の検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証
		<p>第一種指定電気通信設備の指定要件については、「①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として NTT 東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性がある」と認められ、実態的にも従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末</p>

検証結果(案)		意見
		系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うとの考え方を維持する本検証結果(案)に賛同します。
	イ 指定の対象に関する検証	<p>(ア)加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見 13)について</p> <p>NTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、地域IP網や光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であること等から、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備について、引き続き指定を継続すべきといった考え方を維持する本検証結果(案)に賛同します。</p> <p>(イ)マンション向け屋内配線について一種指定設備の対象とすべきとの指摘(意見 16)について</p> <p>マンション向け屋内配線の指定設備化については、日本の全世帯の約42%が集合住宅であること、NTT東西殿のマンション向け屋内配線の光配線方式の割合が上昇していることから、非常に重要な方策であると考えます。</p> <p>屋内配線の相互転用の実施についてはトライアルの実施が計画されているところ、総務省殿においては継続的にトライアルの進捗状況を確認し、課題等について積極的に検証を行うべきと考えます。</p>
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>(ア)NGN等に係るアンバンドル機能のうち、機能の提供開始以降、実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外すべきとの指摘(意見 20)について</p> <p>NTT-NGNは、そのNTT-NGNが持つ特有の機能を利用して、多様な事業者が多様なサービスをNTT-NGN上で提供することで、サービス競争の活性化が求められ</p>

検証結果(案)		意見
		<p>ていました。しかし、現実には NTT-NGN のオープン化が全く進んでおらず、新たなサービスもほとんど出現していない状況です。</p> <p>一方で、平成 23 年度より、地域 IP 網の NTT-NGN への移行が開始されており、B フレッツについては平成 24 年度中にマイグレーション完了予定、ひかり電話は平成 25 年度中にマイグレーションされる予定 ^{※3}となっています。その結果、NTT-NGN は契約者数 1,700 万人 ^{※4}以上を抱える巨大な次世代ネットワークとなり、競争事業者にとって事業展開上の不可欠性等がより高まっています。従って、ブロードバンドの普及促進のためには、如何に NTT-NGN を柔軟に利用できるようにし、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスの提供を促進するかが重要であり、そのためには、事業者が提供したいと考えるサービスを提供可能とする環境整備と低廉な利用料金設定を行うことが、市場の活性化を生み、ひいては利用者利便に寄与するものと考えます。</p> <p>以上から、引き続き NTT-NGN は第一種指定電気通信設備としての指定を継続されるべきと考えます。</p> <p>なお、これまでの答申 ^{※5※6}で優先制御機能等のオープン化が適当とされていることから、NTT-NGN において新たなサービスが提供可能となるよう、迅速な環境整備がなされることを望みます。また、活発な競争環境創出のためには、接続料を低廉化することが、市場の活性化を生み、ひいては利用者利便に寄与するものと考えます。</p> <p>※3 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会(第 2 回)配布資料 参考資料 P.17「地域 IP 網から NGN 網へのマイグレーション」より引用</p> <p>【変更時期】H23 年度～H25 年度</p> <p>【概要】ひかり電話ユーザについて、既存ひかり電話網の收容ルータから NGN 收容ルー</p>

検証結果(案)		意見
		<p>タへの収容替えと併せて、既存ひかり電話網の SIP サーバから NGN の SIP サーバへの加入者データの移行を実施する予定</p> <p>※4 日本電信電話株式会社 第 28 期四半期報告書(平成 24 年度)より引用</p> <p>※5 平成 23 年 12 月 20 日情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」:「PSTN において具備・アンバンドルされている機能を参考に、NGN におけるネットワーク同士を接続するためのインターフェース(NNI)において、通信プラットフォーム機能の一定のオープン化を検討することが適当である。」</p> <p>※6 平成 24 年 9 月 27 日情報通信審議会「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP 移動電話端末の技術的条件等」一部答申「3.4.2 NGN における音声の優先制御機能のアンバンドル ・提案方式はその実施に相応のコストがかかること、今後、光ファイバへの移行が進む中でふくそう時の最終手段としていつまでもドライカッパに依存することは適切でないことから、上記 3.4.1 の検討とは別に、競争事業者が NGN においてアンバンドルされた音声の優先制御機能等を適切に利用できるよう、引き続き必要な取組を行うことが適当である。」</p>
	(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	<p>接続料については、事業者間協議において可能な範囲で説明がなされるものと認識していますが、仮に、接続料の算定根拠が争点となった場合、守秘義務を課す等の措置をしたとしても、競合他社に対して開示することが困難な経営情報等が含まれることも想定されるため、その点について十分に留意する必要があると考えます。なお、弊社では、総務省殿へは第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに基づいて説明を行っているところであり、今後も引き続き説明を行っていく予定です。</p>
	(3) 禁止行為に関する検証	<p>ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適</p> <p>本検証結果(案)における「非対称規制として維持していくことが適当」とする考えに賛同します。</p>

検証結果(案)		意見
	用事業者の指定要件に関する検証	NTT グループは、固定・移動・データ通信事業等各々の市場において、市場支配力を有する事業者を抱え、その相互の支配力をレバレッジとして、グループサービスの強化を図ることが想定され、NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」という。)殿による統合請求の実施等はこの一例と考えております。このような公正競争環境上の課題が顕在化している限り、当該行為を禁止する措置については厳格な検証・運用を行うとともに、平成 26 年を目途として実施する包括的検証の際においても、安易に制度適用の解除や、制度廃止・撤廃等に結論付けることはせず、より市場の実態を踏まえた実効性ある規制内容へと見直すことが必要と考えます。
	イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証	<p>(ア)NTT 東西の県域等子会社における NTT ドコモの商品の販売等、NTT 東西の県域等子会社において禁止行為規制の潜脱行為が行われており、禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加する等の措置を講ずべきとの指摘(意見 37)について</p> <p>総務省殿においては、KDDI 株式会社殿が「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」(以下、「本制度の意見募集」という。)の際に示した資料等に基づき、当該事例^{※7}等が禁止行為規制の潜脱行為に該当しないかどうか実態調査を行った結果についても、本検証結果(案)で明記すべきと考えます。</p> <p>総務省殿の考え方の中で、NTT 東西殿の報告や電気通信事業法第 31 条第 7 項に基づく再委託先を含めにおいて禁止行為等規制を潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることが示されていますが、実態調査の結果等が示されていないため、県域等子会社において禁止行為規制の潜脱行為が行われている懸念を払拭することができません。</p> <p>なお、当該行為に問題が発覚した場合は、直ちに販売行為を停止させる等の是正措置を講じることが必要と考えます。</p>

検証結果(案)		意見
		<p>※7 ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集 (平成 24 年度)の結果(平成 24 年 8 月 24 日) http://www.soumu.go.jp/main_content/000173750.pdf</p> <p>(イ)NTT 東西の 116 窓口において、接続関連情報を基にした不適切な営業行為が継続的に生じているため、従前の措置内容の適正性及び妥当性について再検証すべきとの指摘(意見 38)について</p> <p>本制度の意見募集の際、弊社共が述べたとおり、ユーザへのアンケート調査においては、接続関連情報を利用した営業活動を NTT 東西殿が行っているのではないかと疑われる結果が出ております。</p> <p>従って、総務省殿においては、引き続き注視することはもちろんのこと、NTT 東西殿の報告を確認する検証だけにとどまらず、アンケート調査等実態調査を行って頂きたいと考えます。その上で、総務省殿の調査において問題が発覚した場合においては、NTT116 窓口における一切の営業行為を禁止することを含め、是正措置を講じることが必要と考えます。</p> <p>(ウ)ブロードバンドの利活用促進及び利用者利便の向上を図るために、現行の規制のうち時代にそぐわない規制は撤廃又は廃止すべきとの指摘(意見 40)について</p> <p>総務省殿の考え方において、「禁止行為等規制は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを未然に防止する観点から規定されている」と示されていますが、弊社においてもその考えに賛同します。</p>

検証結果(案)		意見
		<p>平成 26 年を目途として実施する包括的な検証の中で、利活用の促進や利用者利便の向上のために規制の見直しをしていくことは必要と考えますが、その場合にあっては非対称規制等 NTT 東西殿に対する規制と混同することなく、規制の目的、趣旨等を踏まえて議論を行うべきと考えます。</p> <p>(エ)NTT ファイナンスへの料金業務の移管に関して、総務省における判断基準・検証方法を公開するとともに、審議会等の公の場で議論すべきとの指摘(意見 41、45、55)について</p> <p>本施策については、平成 23 年 3 月 23 日付けで、NTT 東西殿、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTT ドコモ」という。)殿並びに NTT ファイナンス殿に対し、行政指導が出されましたが、NTT グループの延べ 1 億 3 千万人に上るユーザ、合わせて 8 兆円を超える料金債権が NTT ファイナンス殿へと集約され、「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が NTT 持株殿の元に統合されることについては、NTT グループの組織の再統合・独占回帰という、より本質的な問題が依然として存在します。このような問題がある中で、NTT グループは、本施策と同様のスキームで、NTT 事業会社の営業や保守、電話受付等の各機能を統合していくことも想定されます。こうした施策は、公正競争確保の観点から、基本的に実施されるべきではないため、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等を事前に検討すべきと考えます。</p>
	ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	<p>総務省殿は、本検証結果(案)において「NTTグループの業務統合や連携については、その状況を引き続き注視し、平成26年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると</p>

検証結果(案)		意見
		<p>認められる場合には、必要に応じ、禁止行為等規制の見直しについても検討する」としているとおりの、従来の範囲外についても適用を検討することが必要です。</p> <p>例えば、NTTグループの連携は、統合請求を開始したNTTファイナンス殿に見られるように、通信会社間の連携、電気通信と金融・決済という異業種間での連携や業務の切り出しという形で新たな広がりを見せているところです。そのためNTTグループの規制の見直しに当たっては、監督対象会社との資本関係・連携業務の内容等を踏まえ、脱法的な連携を防止する仕組みを構築することが必要と考えます。</p>
	(4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	<p>業務委託先子会社等監督については、共同ガイドラインにも「電気通信事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための非対称規制として、当該電気通信事業者に対し、業務を委託する子会社等が上述した禁止行為を行わないよう必要かつ適切な監督を行う義務を課す」として、その監督対象を「業務を委託する子会社等」との解釈が示されています。これ踏まえ、総務省殿の注視や検証に当たっては、公正競争確保のため、個別事案に応じて適切に趣旨が満たされるよう、監督対象を自己の子会社のみならず、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社にする等、適切に運用すべきと考えます。</p> <p>(ア)禁止行為規定遵守措置等報告書に関して情報開示が不十分、また、当該報告書に認められる課題について、総務省は、厳格な調査・検証及びそれに基づく是正措置を講ずるべきとの指摘(意見46、48)について</p> <p>後段(5)(ア)にまとめて記載します。</p> <p>(イ)監督対象子会社からの再委託先、再々委託先等を通じて反競争的行為が行われ</p>

検証結果(案)		意見
		<p>るおそれがあるため、再委託先等についても、監督対象に追加すべきとの指摘(意見 47)について</p> <p>上述のとおり、業務委託先子会社等監督については、共同ガイドラインにもその監督対象を「業務を委託する子会社等」との解釈が示されています。従って、基本的には監督対象子会社のほぼ全てが再委託を行っていることから、当然再委託先も監督対象となるものと認識しています。</p> <p>このため、最低限、第一種指定電気通信事業者による再委託の有無に応じ、監督対象子会社に対する委託契約の内容、再委託に係る規定等の確認を通じて、当該子会社に対する必要かつ適切な監督が行われているか否かについて厳格に検証し、また外部検証性の観点から、その契約や規定等の内容、検証結果、判断基準等を公開すべきと考えます。</p>
	(5)機能分離の運用状況に関する検証	<p>(ア)禁止行為規定遵守措置等報告書に関して情報開示が不十分、また、当該報告書に認められる課題について、厳格な調査・検証及びそれに基づく是正措置を講ずべきとの指摘(意見 43、49、52)について</p> <p>本制度の意見募集で述べたとおり、「禁止行為規定遵守措置等報告書」については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、外部検証性が十分に確保するため、可能な限り公表すべきものと考えます。特に別添資料 8「接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程」については、具体的にどのようなファイアウォールを確保しているかを確認する項目であり、可能な限り公開すべきと考えます。また、本規程の内容に関しては、例えば「接続関連情報の目的外利用の禁止」に関してはその罰則規定や、「接続関連情報の管理の用に供するシステムの利用権限の管理」、「接続関連情報の持ち出し管理」については、システムにおけるアカウントの管理方法や持ち出しの記録、監視方法等、より具体的な報告がなされな</p>

検証結果(案)		意見
		<p>れば、総務省殿としても検証が不十分になるおそれがあります。従って、仮にこうした具体的な情報の報告が第一種指定電気通信事業者からなされていないのであれば、追加で報告を求めるべきと考えます。</p> <p>(イ)設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関するデータを検証基準として予め規定すべきとの指摘(意見 50)について</p> <p>設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等については、「一種指定設備を NTT 東西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる」と総務省殿の判断がなされています。</p> <p>この中で、例えば開通までの期間の同等性については、その期間が全て経営情報として非公開となっており、「一定の同等性が確保されている」かどうか、外部で検証することができません。しかしながら、期間の差異の日数や差の割合等の公表であれば、経営情報に当たらない範囲での公開は可能です。従って、同等性に係る非公開情報は、このように経営情報に当たらない範囲で公開し、最低限の外部検証性を確保すべきと考えます。</p> <p>また、接続事業者が接続を実施する際は、通常「事前コンサル」や「事前調査」も必要となることから、こうした事前手続も含めた形で、期間、内容、拒否件数等の比較を行わなければ、開通の同等性の検証はできないものと考えます。</p>
	(6)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(イ)活用業務制度は、NTT 再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべき。活用業務制度が廃止されるまでは、公正競争環境に与える影響等について確認を行った判断基準・検証結果等を公表することを含め、活用業務に係る公

検証結果(案)	意見
	<p>正競争上の課題に関して外部検証性を確保すべきとの指摘(意見 56)について</p> <p>本制度の意見募集で弊社共が述べたとおり、NTT-NGN や光アクセス回線といったボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、そもそも活用業務の実施自体が、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと考えます。また届出制への移行をきっかけとして、NTT 東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が進行し、公正競争上、さらに大きな問題を生じさせることになっていることは明らかです。従って、NTT 法の改正により、活用業務制度を廃止することで、当該問題を抜本的に解決することが必要と考えます。</p> <p>(ウ)NTT 東西及び NTT コミュニケーションズの共同営業行為と疑われる事例が見受けられる。総務省は、実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講ずるべきとの指摘(意見 57)について</p> <p>本制度の意見募集で弊社共が述べたとおり、NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為が存在しているのではないかとの疑念を払拭できない状況です。</p> <p>加えて、現在 NTT 東西殿は、「情報通信関連商品の販売・保守」として目的達成業務を届け出ることにより、「音声利用 IP 通信網サービス等を用いた音声通話サービス等の利用が可能なスマートフォン(SIM カードを除く)」の販売・保守が可能な状況になっています。しかしながら、SIM カードのないスマートフォンでは通話することが出来ないことから端末単体で販売することは想定されにくく、通常 SIM カードとセットでの販売になると考えます。この際、同じグループ会社の NTTドコモ殿の紹介や同社との共同営業等、排他的なグループ連携に繋がるおそれも考えられます。従っ</p>

検証結果(案)		意見
		<p>て、総務省殿は、公正競争環境を確保するため、実質的に脱法的な営業行為を許していないか等、販売端末やその販売手法等を含め、営業の実態を厳格に調査、検証すべきと考えます。</p> <p>なお、問題が認められた場合においては、NTT グループ会社間の受委託を禁止する等徹底した指導等是正措置を実施することを要望します。</p>
(7)その他	ベストエフォート回線を用いた 0AB-JIP 電話サービス(考え方 65)	<p>「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会」報告書^{※8}にも記載されているとおり、NTT-NGN において音声の優先制御機能がアンバンドルされていないこと等を考慮して、暫定的に弊社提案の 0ABJ-IP 電話サービス提供が認められています。</p> <p>一方で、NTT 東西殿が NTT-NGN 上で提供する 0AB~J IP 電話サービス(ひかり電話)においては、優先制御機能等を用いてサービス提供がなされていますが、現在においてもその機能は、NTT 東西殿のみが利用可能であることから、他事業者がひかり電話と同様のサービスを提供することはできない状況です。従って、NTT-NGN 上での公正競争を実現するためには、NTT-NGN 上での優先制御や帯域確保といった機能のアンバンドルが必要と考えます。</p> <p>弊社では、従前より、NTT 東西殿に対し優先制御等の機能アンバンドルを求めているものの、事業者間での協議において大きな進展はありません。</p> <p>また、本検証結果(案)の考え方 65 にて、「NGN のオープン化については、現在「PSTN マイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」等において議論が進められているところであり、引き続き関係事業者間で協議が行われることが適当である。」と示されています。しかしながら、「PSTN マイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」等においては、複数の関係事業者において、NTT の IP 電話網との接続に係る技術的検討は行われているものの、優先制御機能も含めたアンバンドル</p>

検証結果(案)		意見
		<p>ルに関する議論は行われていません。前述の個別の事業者間協議の経緯等からも、関係事業者のみでアンバンドルすべき機能等について解決を図ることは困難なため、審議会等のオープンな場も活用の上、当該議論の進展を図ることが必要と考えます。</p> <p>※8「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会」報告書(平成 24 年 9 月 27 日)http://www.soumu.go.jp/main_content/000182398.pdf</p>
	ONU 一体型ルータをユーザや接続事業者が自由に選択可能な環境の整備(考え方 30)	<p>現状、NTT-NGNにおいて、光回線加入者側終端装置(ONU)はNTT 東西殿の事業用電気通信回線設備となっているため、NTT 東西殿のみが利用者宅内に設置可能であり、他事業者やユーザによって設置することができない非競争領域となっています。弊社は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見書」(平成 24 年 9 月 26 日提出)でも述べさせて頂いているとおり、ONU の開放が実現されれば、月額費用の低廉化、機能やデザインの多様化、そして機器とサービスの連携等多面的な競争が可能になると考えます。</p> <p>また、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(案)への意見及びこれに対する考え方」(平成 23 年 12 月 20 日公表)において、ONU の開放の是非やその在り方を検討するに当たっては、「具体的な技術的課題の洗い出しを行うべく、NTT 東西殿は、ONU と OSU が協調して動作することで同一芯線内に複数ユーザの通信を同時に流していることに関連する課題等について事業者間で共有し、課題解決に向けた論点整理を行うことが適当」と示されており、今後も弊社は、事業者間協議において、NTT 東西殿と具体的な技術的課題の洗い出しを行うべく、引き続き協議を行っていきたいと考えます。</p> <p>しがしながら、ONU の開放の是非については、競争政策や規制・制度と密接に関わる問題であり、事業者間でのみで結論付けることは適当ではないことから、審議会等のオープンな場において議論を行うべきと考えます。</p>

検証結果(案)		意見
		<p>一方、ひかり電話用 TA やルータについては端末設備であるため、本来は、ONU の設備区分に係らず多くの企業が参入し、競争が行われる自由な競争領域であるはずですが、しかしながら、NTT 東西殿は、事業用電気通信回線設備である ONU と端末設備であるひかり電話用 TA、ルータを一筐体として提供しています。また、NTT 東西殿は、独占的に提供される ONU を利用し、実質 0 円でひかり電話用 TA やルータを提供しているため、ONU を提供していない他社は実質的に参入することが不可能です。弊社は、数年前より、これらの問題を解決すべく NTT 東西殿と協議を行っていますが、未だ協議の成果はありません。</p> <p>また、上記のとおり、ひかり電話用 TA やルータが ONU と同一の筐体で、適正な価格設定がなされずに提供し得る理由としては、NTT-NGN のネットワーク利用料等によって端末設備を調達・供給しているためと推定されます。この状況は、ONU 提供に係る独占的な立場を利用し、端末市場において排他的市場を形成しているもので、競合他社の市場参入意欲を大きく減退させるものです。従って、ONU の端末開放議論と併せて、ひかり電話用 TA・ルータ等の端末機器の提供の在り方についても検証をすべきと考えます。</p>
	「NTTID ログインサービス」、「NTT ネット決済」等のサービス(考え方 39)	<p>当該サービスに関しては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を禁止する電気通信事業法に抵触するおそれがある以上、厳格な注視が必要です。特に、今後の状況の注視に当たっては、特典の付与にポイント等を活用する等実質的な割引として行われていないか、実態を捉えた検証を行うべきと考えます。</p> <p>その結果、総務省殿において問題があるとされたときには、当該サービスにおける NTT グループ会社の連携を禁止する等、確実に指導等是正措置を実施して頂くことを要望します。</p>

検証結果(案)		意見
	NTTグループ会社間の役員等の人事異動 (考え方 58)	<p>NTT 東西殿による活用業務の範囲の拡大や、NTT ファイナンス殿による統合請求提供等、サービスを起点とした一体経営強化の動きがうかがえる中、業務遂行上に必要という理由でなし崩し的に NTT グループの人事異動を許容することは、グループドミナンスの強化の後押しにつながりかねないと懸念します。</p> <p>包括検証においては、誓約書が有効に機能しているかどうか、具体的には、異動した者が退職・転職後の業務において、退職・転職前の業務で取得した情報を活用していないか等、客観的に実態調査することが必要と考えます。</p>
	「フレッツ・テレビ」サービスの提供主体 (考え方 59)	<p>NTT 東西殿が主張されるとおり、誤認がないように明記したとしても、それだけで誤認の問題が解決するものではないと考えます。</p> <p>弊社共が本制度の意見募集において例示したとおり、広告物にオプティキャスト殿の名称を明記したとしても、その表記に比して大きく「NTT」のロゴマーク付きで「NTT 東日本」等と表示されている場合、ユーザ視点からは NTT 東西殿がオプティキャスト殿の提供役務を含めて提供しているように見えるのが自然と考えます。</p> <p>従って、本検証においては、アンケート等の手段により実態の調査・検証を行うということも必要と考えます。また、結果として誤認が解消していない場合には、NTT 東西殿等に誤認を生じさせない周知や表記への修正等の措置を講じて頂くことを要望します。</p>
	「NTT」等のブランド使用 (考え方 60)	<p>先のフレッツ・テレビの例でも示した通り、サービス提供主体を誤認させることはユーザ視点からトラブル等を生じさせるため問題と考えます。また、NTT 東西殿による活用業務の範囲の拡大や、NTT ファイナンス殿による統合請求提供といった一体経営強化の動きの中においては、「NTT」ブランドの使われ方や受け止められ方もグループドミナンスの強まりを判断する一つの指標となりうるものと思料します。</p> <p>従って、包括的検証においては、「NTT」等の名称の利用実態やNTT 各社別の認知</p>

検証結果(案)			意見
			度調査等を実施した上で、ブランド分割やその使用ルールの必要性を検討すべきです。

以上